

平成28年11月9日

## 電気事業法等の一部を改正する等の法律附 則第22条第6項の規定による指定旧供給 区域等の指定について

北海道経済産業局から、電気事業法等の一部を改正する等の法律（以下「改正法」という。）附則第22条第6項の規定による指定旧供給区域等の指定に関する委員会への意見聴取について、「電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第22条第6項及び第28条第5項の規定による経済産業大臣の指定に係る処分基準」（20160708資第12号）における当該指定に係る処分基準に照らし、当委員会として検討を行った結果、指定をすべき指定旧供給区域等がないと考えられるため、別紙のとおり北海道経済産業局長に意見を回答いたしました。

(別紙)

官 印 省 略  
20160909 北海道第 25 号  
平成 2 8 年 1 1 月 9 日

北海道経済産業局長 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

指定旧供給区域等の指定について (回答)

平成 2 8 年 9 月 9 日付け 20160908 北海道第 5 号により、貴職から当委員会に意見を求められた電気事業法等の一部を改正する等の法律 (平成 2 7 年法律第 4 7 号) 附則第 2 2 条第 6 項の規定による指定旧供給区域等の指定については、指定しないことに異存はありません。